

令和 8 年度版 退職者のための健康雇用保険マニュアルシート

【追 補】

雇用保険の基本手当日額等の上限額等が令和 8 年 8 月 1 日より次のとおり変更されました。（6 頁～7 頁）

■雇用保険の基本手当日額および賃金日額の変更

①雇用保険で受けられる給付

図表⑥、図表⑦の下線部が次のように変わりました。

図表⑥●賃金日額に応じた率（令和 8 年 8 月 1 日～）

賃金日額 年齢	3,203 円以上 5,480 円未満	5,480 円以上 12,120 円以下	12,120 円超 13,490 円以下	13,490 円超
60 歳未満	80%	80% ～ 50%		50%
60 歳～ 64 歳	80%	80% ～ 45%	45%	

※賃金日額の下限額は 3,203 円。

図表⑦●賃金日額および基本手当日額の上限額（令和 8 年 8 月 1 日～）

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30 歳未満	<u>14,900 円</u>	<u>7,450 円</u>
30 歳～ 44 歳	<u>16,540 円</u>	<u>8,270 円</u>
45 歳～ 59 歳	<u>18,220 円</u>	<u>9,110 円</u>
60 歳～ 64 歳	<u>17,400 円</u>	<u>7,830 円</u>

※基本手当日額の下限額は年齢に関係なく 2,562 円。

※年齢区分は、離職の日における年齢。

■雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更

② 60 歳以後も引き続き働く——高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続基本給付金の記述の下線部が次のように変わりました。

受けられる条件(下記のすべてに該当)

- ・各月の賃金が支給限度額の 397,369 円未満であること（令和 8 年 8 月 1 日～）

高年齢再就職給付金の記述の下線部が次のように変わりました。

※賃金が 397,369 円以上や再就職手当を受給の場合は受けられません。

令和 8 年度版 退職者のための健康雇用保険マニュアルシート

【追 補】

健康保険の高額療養費が令和 8 年 8 月 1 日より変更され、図表①②の下線部が次のように変わりました。（3 頁）

図表①● 70 歳未満の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	年間上限
標準報酬月額 83万円以上	<u>270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1 %</u> (多数回該当140,100円)	<u>1,680,000円</u>
標準報酬月額 53～79万円	<u>179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1 %</u> (多数回該当93,000円)	<u>1,110,000円</u>
標準報酬月額 28～50万円	<u>85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1 %</u> (多数回該当44,400円)	<u>530,000円</u>
標準報酬月額 26万円以下	<u>61,500円</u> (多数回該当44,400円)	<u>530,000円</u>
低所得者 (住民税非課税)	<u>36,900円</u> (多数回該当24,600円)	<u>290,000円</u>

図表②● 70 歳以上の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額		年間上限
	A	B	
標準報酬月額 83万円以上	<u>270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1 %</u> (多数回該当140,100円)		<u>1,680,000円</u>
標準報酬月額 53～79万円	<u>179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1 %</u> (多数回該当93,000円)		<u>1,110,000円</u>
標準報酬月額 28～50万円	<u>85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1 %</u> (多数回該当44,400円)		<u>530,000円</u>
標準報酬月額 26万円以下	<u>22,000円</u> (年間上限216,000円)	61,500円 (多数回該当44,400円)	<u>530,000円</u>
低所得者Ⅱ	<u>11,000円</u> (年間上限96,000円)	<u>25,700円</u> (多数回該当24,600円)	<u>290,000円</u>
低所得者Ⅰ	8,000円	<u>15,700円</u>	<u>180,000円</u>